



## 静岡市消防局からのお知らせ

平成30年4月1日から 静岡市内の

「高圧ガス保安法」に基づく申請・届出の窓口

が、静岡県から**静岡市消防局**に変わります！

今まで静岡県知事が行っていた「高圧ガス保安法」の事務が、指定都市の長（静岡市、浜松市）に権限移譲されます。

これに伴い、**静岡市内の高圧ガス事業**に関する届出等の窓口が、静岡県から、**静岡市消防局消防部予防課保安係**に変更となります。

※ 試験や免状交付については、これまでと変わりません。

- ・試験：高圧ガス保安協会（KHK・03-3436-6106）
- ・免状交付：高圧ガス保安協会

☆その他主な変更点

静岡市では、申請に必要な手数料は、**現金**又は**納付書**でのお支払いとなります。  
（窓口でご案内します。）



**静岡市、浜松市以外** の地域につきましては、これまでどおり  
静岡県消防保安課 が窓口となります。

# 手数料の手続き変更点

静岡県  
消防保安課

窓口にて、申請内容に応じた手数料が示されます

手数料額の**県証紙**を購入します

申請書の空所に県証紙を貼り、提出します

申請手続き完了

平成30年4月1日から

※静岡市での手続きに限ります

静岡市消防局

窓口にて、申請手続き後、**現金又は納付書**での支払いになります

**納付書**の場合は、静岡市指定金融機関、静岡市指定代理金融機関等の窓口で納付します（各区役所1階に、金融機関があります）

## 静岡市消防局のご案内

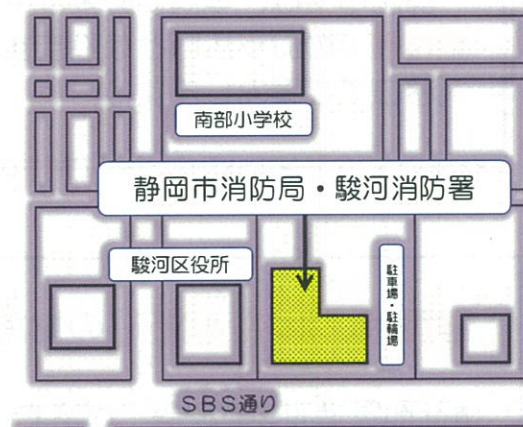
### 静岡市消防局消防部予防課保安係

住所：〒422-8074

静岡市駿河区南八幡町10-30

静岡市消防局庁舎5階

- 電話：054-280-0194
- FAX：054-280-0182
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）  
8：30～17：15







# 浜松市消防局からのお知らせ

平成30年4月1日から 浜松市内の

## 高圧ガス保安法・液化石油ガス法

に基づく申請・届出の窓口が、静岡県から

**浜松市消防局**に変わります！

今まで静岡県知事が行っていた高圧ガス保安法・液化石油ガス法の事務が、指定都市の長（浜松市長、静岡市長）に権限移譲されます。

これに伴い、**浜松市内**の高圧ガス製造事業所等の申請・届出の窓口が、静岡県から、**浜松市消防局 予防課 保安グループ**に変更となります。

（※試験事務や免状の交付事務等は、引き続き静岡県が行ないます。）

なお、従前から消防署で受け付けていた、液化石油ガス法の設備工事届に関する手続きは、引き続き管轄の消防署で行います。



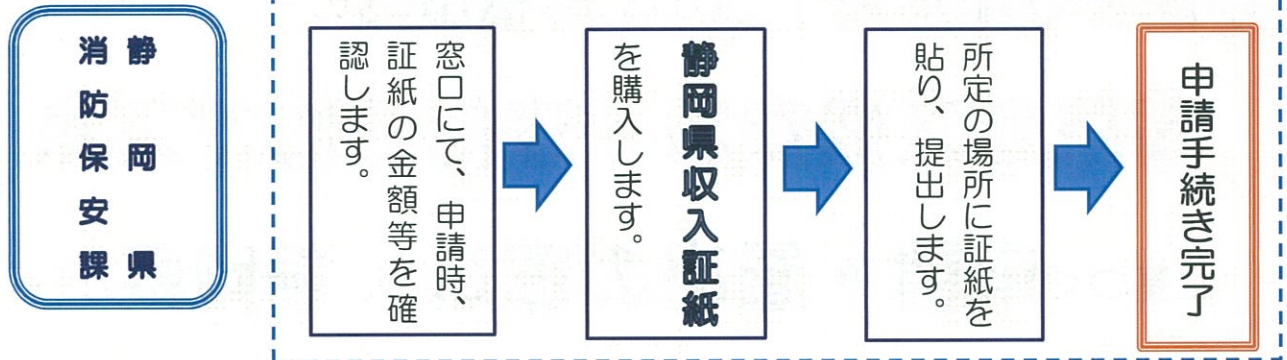
### ☆その他主な変更点

手数料は、**浜松市収入証紙**で納めることとなります。（**静岡県収入証紙**ではありません。）

**浜松市、静岡市以外**の地域につきましては、これまでどおり静岡県が窓口となります。

# 手数料の手続き変更点

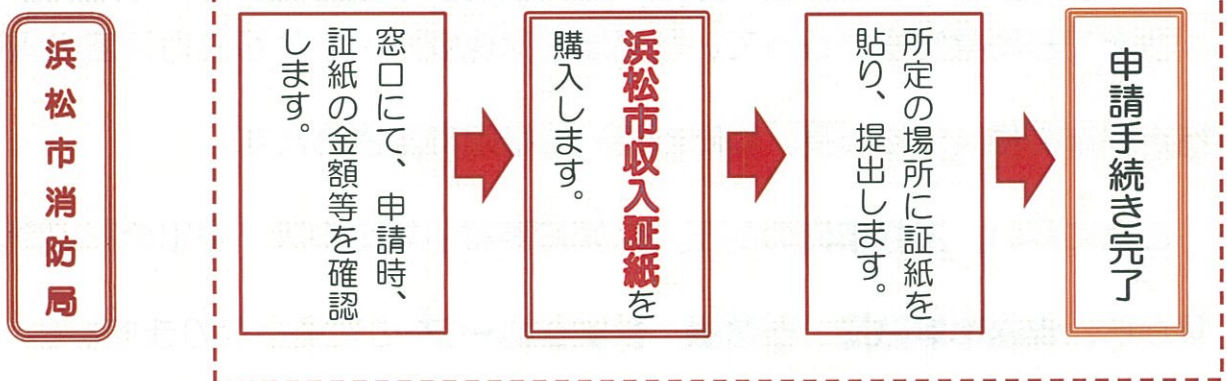
変更前



変更後

平成30年4月1日から

※浜松市での手続きに限ります。



## 浜松市消防局のご案内

住所：〒430-0905

浜松市中区下池川町19番1号

浜松市消防局庁舎4階

浜松市消防局予防課保安グループ

電話：053-475-7542

FAX：053-475-7549

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）

8：30～17：15

